

三次市教育委員会議案第44号

三次市民ホール事業運営委員会規則の一部を改正する規則案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律162号）第25条第1項の規定により，別紙三次市民ホール事業運営委員会規則の一部を改正する規則案について，議決を求める。

令和3年3月22日提出

三次市教育委員会教育長 松村智由